

だった。

神戸東監督署は、Dさんが入院されていたK病院に問い合わせを行ったが、26年前のことであり、「カルテやレントゲンなどの医学的資料が残っていない」とのことで、わずか2か月の調査を終え、「医学的資料が不足していることから、認定基準に該当するか確認できない」として、6月末に不支給と判断した。

息子さんからの聞き取りを行うと、Dさんが亡くなられた際に、K病院の主治医から、「珍しい病気なので解剖したい」の申し入れがあり、解剖が行われたとのことだった。しかし、死亡診断書には解剖に関する記述は全くなかった。そこで息子さんは、監督署に提出した死亡診断書に「解剖を行った」との書き込みを行い、申請していた。

神戸市内の場合、解剖を行う病院は限られており、大学病院で行うか大学病院の医師がその病院まで出向いて行うこととなっているようだ。K病院は解剖を行う病院ではないので、Dさんの解剖は大学病院の医師がK病院まで出向き行ったということが考えられた。そして解剖を行っていたのであればカルテが存在するはず。そこで、Dさんの息子さんに審査請求の手続きを行うことと、大学病院でのカルテの開示を要請した。

26年も前のことなので資料が残っているか大変不安だったが、大学病院からは解剖の際のカルテが出てきた。そして組織も残っていることが判明し、審査

会を通じて組織の検査を行ったところ、「認定基準値以上の石綿繊維が見つかった」との連絡が入った。

その後、審査官からDさんの息子さんに対して、「審査請求を取り下げてもらえれば、監督署に差し戻すことになり、その方が手続きが早くなる」との連絡が入った。そして、息子さんが審査請求を取り下げたことで、神戸東監督署が判断を覆し、10月19日に認定の決定を行った。これでは、神戸東監督署が6月末に不支給

と決定したこと、審査請求で認定が決定されるはずであったこと消えてしまうことになる。認定は嬉しいことだが、監督署の調査にスッキリしない点も残った。

今回のように資料が見つかるのは極めてまれなケース。息子さんは、「労災で時効を迎えた被害者を救済するための新法なのに、医学的資料がないという理由で、一律に不支給とするのはおかしい」と、認定基準



の不備を訴えていた。
(ひょうご労働安全衛生センター)

ゴム工場のタルクに石綿 兵庫●知らされていない危険性

関西労働者安全センターから、神戸・長田のゴム製造会社で働き胸膜中皮腫で亡くなられたOさんの遺族を紹介されたのは、クボタショック直後の2005年7月のことだった。

Oさんは、三ツ星ベルトで約30年間働き(下請会社の従業員として三ツ星で働いていた期間を含む)、同年3月に胸膜中皮腫で亡くなられた。医師から「この病気は労災になる」との説明を受けた遺族が、関西センターに相談されたのだった。関西センターから連絡を受けた際に、片岡さんから「ゴム製造の過程においてタルクが使用されている」、「タルクにはアスベストが含まれている」とのアドバイスももらった。

タルクは、「滑石」と呼ばれる白色の鉱物を砕いて粉状にしたもので、建材や塗料をはじめ、様々な工業製品の充填材・増量剤、混和剤、結合材として使用されている。純粋なタルクはまれで、様々な鉱物が不純物として含まれており、アスベストを含有する場合がある。1986年に一部のベビーパウダーにアスベストが混入していることが明らかになり、大きく報じられたことがあるが、これはベビーパウダーに使用されていたタルクに、アスベストが混入していたためだった。ゴム工場では、製品同士がくっつかないように振りかける「打ち粉」として、またゴムに練り込んだりする(白色のゴムを製造する際)など様々な

タルクと三ツ星ベルトのタルクが同じであることが決め手となり、2006年12月末に認定の通知が届いた。

タルクと石綿関連疾病の関連についてはあまり知られていないため、センターとして1月18日にマスコミ発表を行った。Oさんの奥さんは三ツ星ベルトで働いたこともあり、「タルクで真っ白になり、どろどろになって働くのがゴム業界だと思っていたし、タルクが悪いものとは思ってもいなかった。会社に恨みはないが、苦しんで亡くなったお父さんがかわいそうで…」と、闘病時を振り返り訴えられた。また当日は、ゴム加工機械の製造・修理に携わり肺がんとなり労災認定されたYさんも同席され、「ゴム会社に頻繁に出入りしていたが、工場内を一回りするだけで、顔や髪が白くなるほどだった」と話し、「ゴム業界でも石綿被害があることを知って欲しい」と訴えた。

2006年7月には、住友ゴムで45年間働き中皮腫で亡くなられたMさんも、アスベスト新法により認定されたが、会社はタルクの危険性については認めなかった。Mさんの他にも、この間センターで相談を受け、元住友ゴムの労働者で石綿手帳を交付された方が2名おられるにも関わらず、会社の対応は変わっていない。国も、企業も、専門家も、タルクに危険性や詳細なデータを公表すべであり、企業は退職者への健康診断を早急に実施す



(ひょうご労働安全衛生センター)

用途でタルクが使用されてきた。

面談を行い、早速Oさんの古くからの同僚の方にお会いすることができ、「ゴム製造のあらゆる過程において、ゴム同士がくっつかないように打ち粉としてタルクと使用していた」、「通路はタルクの粉で真っ白になっていた」、「安全対策は何ら行われていなかった」、「タルクにアスベストが含まれていることは知らなかった」と、お話をうかがうことができた。そこで申請の準備を進め、会社に証明をもらいに行った。

会社の安全担当者は、「ゴム会社で使用するタルクは品質の悪い物でした」ということは認めるものの、「古い資料が残っていないので調査をさせてほしい」ということだった。しかし、結局会社は事業主証明を拒否し、その根拠は「1987年にタルクの納入業社が提出した『アスベストが混入していない』との証明書がある」と

のことだった。Oさんが三ツ星ベルトを退職したのは1983年であり、1987年時点の証明書では過去のタルクの安全性までを証明できないことは明らかであるにも関わらず、申請の妨害をおこなってきたのである。

2005年11月に神戸西労基署に申請を行ったが、会社の非協力的な姿勢は変わらず、調査は難航した。Oさんの死亡診断書には「悪性胸膜中皮腫」と記載されていたが、局医の調査では「びまん性胸膜肥厚」とのことだった。しかし、肥厚の厚さや広さが認定基準を満たしていたため、担当官の調査も積極的になってきた。タルクの納入業社を調査し、納入元が中国・北朝鮮・韓国からであることが判明した。以前、オーツタイヤにおいてタルクの使用により肺がんを発症し労災認定された事例があるが、オーツタイヤで使用されていた